

## 聴覚障害者の権利擁護と手話通訳者自身の健康問題

山梨県立聴覚障害者情報センター 利根川 圓

私達はこの世に生まれ出たときから、母親や周囲の者が語りかける言葉を耳から聞き、いつしか自然に言葉を覚えていく。

そして、人はこの言葉をとおして物事を理解し、また人との繋がりを作る。

しかし、生まれたときから耳に障害がある者は、私達と同じ過程で言葉を獲得することはできない。

また、聴覚障害者と言っても聞こえは様々である。

聞こえなくなった年齢や、育った環境により、コミュニケーションの手段も違ってくる。日常の主たるコミュニケーション手段が手話なのか、(日本語による)筆談や、口話かにより、ろうあ者、中途失聴者、難聴者と呼称もさまざまである。

2006年、国連の障害者権利条約では手話を言語として謳っているが、法整備等の遅れから日本はまだ批准に至っていない。

山梨県立ろう学校の現状も今は、手話を聴覚障害の子ども達のコミュニケーション手段として使用を認めてはいるが、手話を言語として教育の現場で使用しているとは言い難い。

### ろうあ者

現在は聴覚に障害を持った者でも弁護士や薬剤師、教師等いろいろな専門分野で活躍している人たちがいる。

しかし、手話通訳者として、私達が日々関わっている多くのろうあ者は、ろう学校に入学して初めて言葉を獲得したと言える。

手話は明治11年、京都の盲啞院でろう児の教育の中で言語として使われたのが最初であると言われている。

しかし、昭和になり、手話は教育の現場で禁止され、ろう児が自らことばを発し、相手の口形を読み取る、口話法教育が主流となった。

口話法教育は一部の者には成果があったものの、大多数の者には有効な手段とは言えず、言葉（日本語）の獲得は難しく、手話も日本語も中途半端となり、人としての思考力や言葉の概念も育たなかった。

そして、社会生活の中では、上手くコミュニケーションが取れないため、理解が得られず誤解をまねき、人間関係に困難が生じて孤立してしまう。また日本語の読み書きが苦手なため、能力が低い者として見なされるのである。

## 手話通訳者

1970年、国は手話奉仕員養成事業を実施し今日に至る。

日常会話ができ、地域において聴覚障害者の良き理解者となり、彼らが社会参加しやすい環境を整えることを目的として、手話奉仕員養成がおこなわれてきた。

私も含め今日、全国各地で活動している手話通訳者の多くは、この手話奉仕員養成講習会をとおして仲間となった聴覚障害者の「聞く権利」を守り、聴覚障害者福祉の向上を目指し、共に活動する中で、手話を極めた者達である。

1989年、手話通訳の専門性を求めた手話通訳制度化運動の成果により、厚生大臣（現厚生労働大臣）が認定する機関が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）が実施された。

現在、全国で約2300人（平成21年1月末現在）の手話通訳士が誕生している。

（各県レベルで実施する試験に合格した者は手話通訳者と呼ばれている。）

そして、財団法人全日本ろうあ連盟が厚生省の委託により「手話通訳制度調査検討委員会」及び「手話通訳認定基準等策定委員会」を設け行なった報告書では手話通訳士（者）の職務を次のように定めている。

- ① 聴覚障害者に関わるコミュニケーションが円滑かつ確実にできるように仲介・伝達すること。

- ② コミュニケーションが正確・対等に行われるために必要な情報を聴覚障害者と健聴者（手話を知らない耳の聞こえる者）に提供する。

しかし、その職務や必要性についての社会的な認識は低く、通訳の専門性については当事者である通訳自身でさえ十分に理解しているとは言い難いのが現状である。

## 手話通訳者派遣状況

手話通訳者の派遣先で、一般の人々が目にするのはテレビ通訳や講演会等の通訳である。

しかし、山梨県の派遣状況を見ると病院や学校等ろうあ者の日常生活に関わる場面が80%をしめている。

医療場面は全体のおよそ37%である。

日本語の読み書きが苦手なろうあ者は、医療従事者が、筆談でろうあ者に伝え、理解されているものと思っけていても、後日、手話通訳者を介して、メモの意味を初めて知る。また間違っけて理解していたなど、日本語を読むことはできても意味を正しく理解できない筆談でのコミュニケーションの難しさがある。

### 【筆談によるコミュニケーションの難しさ】

#### 事例1

薬袋に「いたみどめ」とひらがなで書いてあったため何の薬か分からないまま飲まずにいた。通訳が「痛み止め」と書いてはじめて理解する。

漢字を絵文字のように覚えてはいるが読み方がわからない。

#### 事例2

「身体はだるくありませんか？」とのメモの内容を手話で表してもらったところ

「身体／ 寒い／ 無い」と表現。

「だるい」という言葉の意味を正しく理解していない。

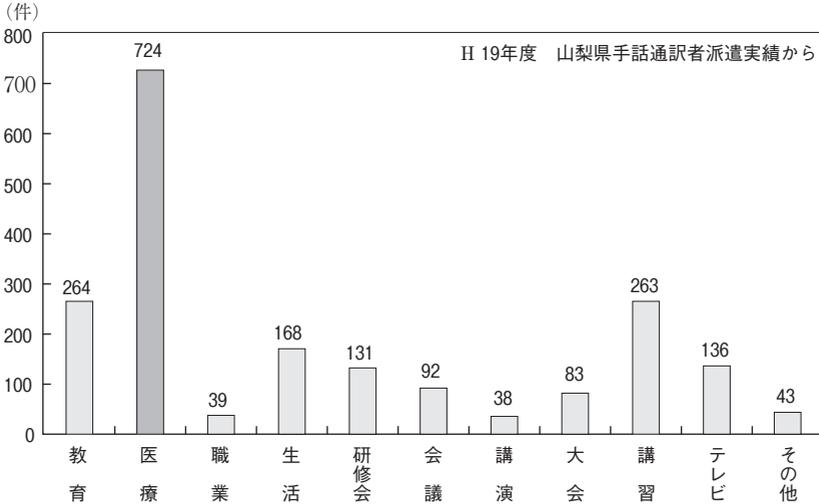


図1 手話通訳者派遣状況

事例3

「起きづらかったら薬を減らして下さい。」

起きづらかったらの意味が分からない。

事例4

重い病気をしたことがありますか？

量の重さと理解してしまう。

事例5

3分間あけて目薬をさす。

目薬をさした後、3分間目を開けておくとう理解する。

【聴覚障害者の特性や手話通訳者の職務が理解されていないため生ずるコミュニケーションの難しさ】

事例1

目の前にいるろうあ者を無視した「このことは通訳しないで良いから」

事例2

通訳者を保護者や付き添いとして見ている場合の「貴女に話しておくから、

後で通訳しておいて」

### 事例 3

ろうあ者の特性を理解していないために生ずる「筆談するから通訳はいらないよ」

### 事例 4

ろうあ者は相手の口の動き、顔の表情を目で見てもはじめて内容を理解できるのだが、「パソコンの画面にむかっての受け答え」「マスクをしたままの指示」等々。

そして、手話通訳者は現場でおこるこのようなさまざまな誤解やトラブルを通訳自身の技術不足と受け止めてしまう。

## 手話通訳者の職業意識

手話通訳者は役所や団体に雇用されている専任手話通訳者と呼ばれる者、および派遣事業所と委託契約を結び、通訳派遣依頼に応える登録手話通訳者と呼ばれる者の2つに分けられる。

全国で活動する手話通訳者の多くは登録手話通訳者である。

本来業務の他に登録通訳者として又、指導者として、更にスキルアップ研修や行事に参加。時には聴覚障害者の相談相手として、ろうあ者の生活全てを負うことなどはできないことは分かっているが、日々頑張ってしまう手話通訳者。

また、どんなに疲れていても「私が手話通訳を断れば、聞こえない人が困ってしまう」と自己努力で通訳者不足を解消するなど情意面では他の職種には見られない強さがある。

私自身の辛い経験では、検察官の聴き取り通訳で朝10時から夕方6時までの8時間を一人で担当したことがある。

手話通訳者の健康を考えると、2時間以上の通訳は必ず2名以上の通訳者を配置する、6時間以上の派遣依頼はしないという派遣元の立場にしながら、自分が担当した時は、通訳に夢中となり、気がつけば一人で8時間の聴き取り通訳をしていたのだ。

表1 1人で担当した最長連続時間

|        |       |     |       |     |       |     |       |     |
|--------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        | 0.5時間 | 1時間 | 1.5時間 | 2時間 | 2.5時間 | 3時間 | 3.5時間 | 4時間 |
| 人数     | 21    | 73  | 17    | 99  | 8     | 60  | 12    | 51  |
| 割合 (%) | 3.2   | 11  | 2.6   | 15  | 1.2   | 9.1 | 1.8   | 7.7 |
|        | 4.5時間 | 5時間 | 5.5時間 | 6時間 | 6.5時間 | 7時間 | 無回答   | 合計  |
| 人数     | 4     | 24  | 1     | 11  | 1     | 7   | 272   | 661 |
| 割合 (%) | 0.6   | 3.6 | 0.2   | 1.7 | 0.2   | 1.1 | 41.1  | 100 |

※ 8時間, 9時間, 10時間, 15時間, 16時間, 20時間……各1人  
手話通訳者の健康と労働についての抽出調査報告書から2007年10月調査 全国手話通訳問題研究会

このような無謀な通訳をして、本当に正確な通訳保障ができていたのか、思い出しても後悔が残る通訳体験である。

旅行に同行する通訳者は24時間、通訳として意識していなければならないため、2名体制が望ましいのだが予算上、現状では1名派遣で対応している。

手話通訳者を養成する講師の立場でもある通訳者は、制度を発展させようとする意識の下で「今、私が頑張れば」と考え、自己責任の中で通訳をおこなっているのである。

そしてこのような、意識や労働環境の中で働く全国の通訳者の中には、体調を崩す者がでている。

1979年、札幌で働く手話通訳者が第1号の頸肩腕障害患者となり、その後、全国各地で次々と労災認定を求める運動が始まった。

このことから、各県では、公的機関の責任において手話通訳者の健康問題への取り組みが行われるようになってはきたが、十分な健診が受けられる環境には至っていない。

手話通訳者の職業病といわれる頸肩腕障害の要因としては次のことが考えられる。

- ① 「私がやらなければ」という責任感の強さ。
- ② 昼の仕事の他に、夜は講習会の講師を務めるなど、仕事量の多さ。
- ③ 仲間との人間関係によるストレス。

- ④ 活動が日曜や祭日，又平日の夜で，家族への気遣いや，周辺の理解及び協力不足によるストレス等。

手話通訳者の仕事は，命に関わる医療通訳や，彼らの人生に関わる司法通訳等，通訳現場ではプロとしての高い通訳技術が求められる反面，労働環境はまだまだ整備されているとは言い難い。

## 今後の課題

手話通訳者の健康を守るための課題として次の2点があげられる。

山梨県内の公的機関等に雇用されている専任手話通訳者は皆，非正規雇用者であるので，先ず労働条件の改善が必要である。

また，登録手話通訳者も通訳だけでは生計が成り立たないため，他に仕事を持っているため，平日の昼間，活動できる手話通訳者の数は恒常的に不足している。

2つ目は専門性の確立と社会への周知である。

通訳をすると言うことは，ただ単に言葉を翻訳するのではなく，話し手の意図するところを伝えるということである。

厳しい口話教育の中で育ってきたろうあ者の手話から，彼らの言わんとしていることを正確な日本語に変換するためには，高度な手話通訳技術が求められる。

聴覚障害者が，社会の中で安心して暮らしていくためには，地域の人たちが，皆手話ができることが理想ではあるが，現実には難しい状況である。

聴覚障害者が社会参加をするためには，手話ができる地域の仲間と，コミュニケーションを保障する専門職としての手話通訳者それぞれの役割がある。

手話が言語として認められ，手話通訳が専門職として確立し，手話通訳者が働きやすい環境の中で仕事をすることが結果として聴覚障害者の社会への完全参加と自立に繋がると考える。